

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由及び内容

県は、旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則（以下「規則」という。）において、公衆浴場における水質基準等に関する指針（平成12年12月15日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局通知「公衆浴場における衛生等管理要領等について」）（以下、「指針」という。）に準じ、浴槽水等の衛生管理に関する基準を定めています。

今般、指針において検査項目が「大腸菌群」から「大腸菌」に変更されたことから、規則においても同様の改正をすることとします。

2 施行予定日

令和7年4月1日